

富里市水道事業新型インフルエンザ等対策行動計画（事業継続計画書）

平成31年4月 富里市上下水道課

1 行動計画の目的及び策定

富里市においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に規定する市町村計画として、富里市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という）を平成26年9月に策定した。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態においても水道事業者が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、事前に事業継続計画を策定し、準備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生・流行時には計画に基づいて行動し、取るべき対応、措置を定めることを目的として、富里市水道事業新型インフルエンザ等対策行動計画（事業継続計画書）を策定する。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況の把握に努め、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民の生活や経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等から実施すべき対策を決定する。県は国の決定に基づき、県行動計画等から実施すべき対策を決定する。市は国と県の決定に基づき、市行動計画等から実施すべき対策を決定する。市水道事業は、市行動計画及び本行動計画等から実施すべき対策を決定する。

3 事業水準及び事業継続の考え方

- (1) 国の行動計画の発生段階区分を基に、市水道事業の事業水準を次表のとおりとし、市長及び上下水道課長並びに水道技術管理者は富里市新型インフルエンザ等対策班（以下「市対策班」という）又は富里市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という）の意見を聞いて、事業水準を判断するものとする。

発生段階	事業水準	事業継続の考え方
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で発生又は国内で発生した状態	市内発生までの時間的な余裕はあまりないものと考え、迅速に優先事業継続のための準備と感染予防のための対策を行い、市内発生に備える。
国内発生期 県内未発生期	市内発生に備え、通常通り事業を行う。	

県内発生早期	市内で発生した状態 一部事業を停止する。	感染拡大を防止するため、人が集まらない対策など、感染防止のための最大限の対策を講じる。
県内感染期	市内で感染拡大の状態 さらに事業を絞り込み、優先事業に集中する。	感染拡大を可能な限り抑制し、被害を最小限に止める対策を講じるとともに、人員等を優先事業に集中させ、社会機能等の最低限の継続に努める。
小康期	体制を回復し、第二波に対する準備の状態	緩やかに平常状態に戻し、感染の縮小を継続するための対策を行い、かつ、第二波に備える。

(2) 市水道事業の事業継続の考え方は、インフルエンザ（H5N1型）が変異した新型インフルエンザ又は新感染症の発生による社会的影響及び被害規模が大きいものを想定している。新型インフルエンザ又は新感染症の感染力、毒性等は多様であることから、すべての新型インフルエンザ等に事業継続計画をそのまま適用することは、社会的な混乱を招くほか、市民生活にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

このため市長及び上下水道課長並びに水道技術管理者は、市対策班又は市対策本部の意見を聞いて、事業継続計画を柔軟に運用するものとする。

4 組織等

市行動計画に基づく市対策班又は市対策本部の設置による組織と連携して、本行動計画（事業継続計画）を担うものとする。

(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生 ⇒ 市行動計画に基づく市対策班が設置されたときは、上下水道課長及び水道技術管理者は、市対策班から情報の提供を受け、連携して対応する。

富里市新型インフルエンザ等対策班

【班 長】 健康福祉部長

【構成員】 総務課長，防災課長，社会福祉課長，国保年金課長高， 年齢者福祉課長，健康推進課長，子育て支援課長，農政課長，商工観光課長，環境課長，市民課長，市民活動推進課長，建設課長，教育総務課長，学校教育課，上下水道課長，消防総務課長，予防課長

※ 迅速に優先事業継続のための準備と感染予防のための対策を行い、富里市水道事業インフルエンザ等対策本部の設置を準備する。

(2) 県内で新型インフルエンザ等が発生 ⇒ 市行動計画に基づく市対策本部が設置された時は、富里市水道事業インフルエンザ等対策本部を自動設置する。

富里市新型インフルエンザ等対策本部

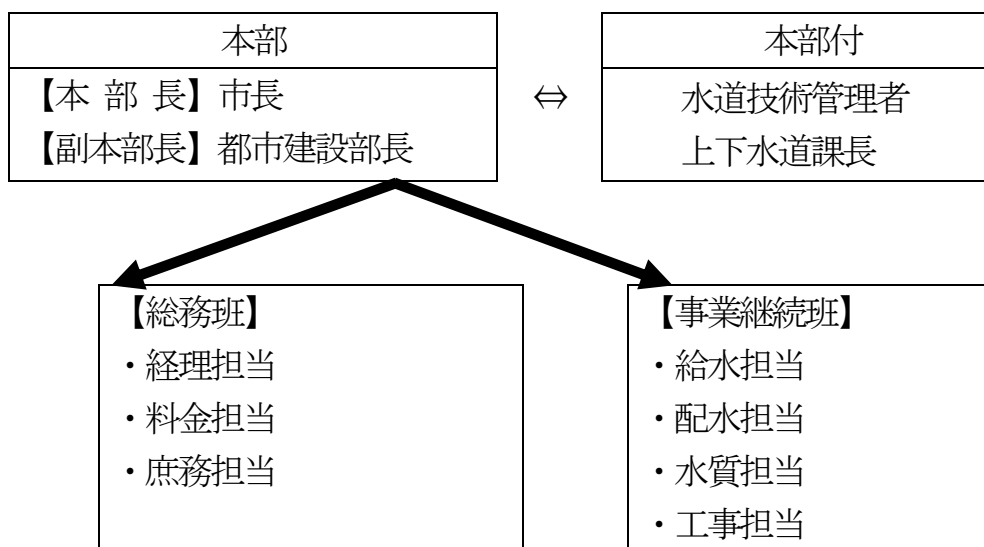
【本部長】 市長 【副本部長】 副市長，教育長

【構成員】 消防長，総務部長，健康福祉部長，市民経済環境部長，都市建設部長，教育次長，上下水道課長，議会事務局長，ほか市長が市の職員のうちから任命する者

※ 構成員は、富里市新型インフルエンザ等対策本部に関する条例に基づく者

自動設置

富里市水道事業インフルエンザ等対策本部



※ 上下水道課長及び水道技術管理者は、市対策本部から情報の提供を受け、連携して対応するものとする。

【総務班】

市対策本部と連携し、新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報収集を行うとともに報道機関への対応、利用者への広報活動、そのほか市水道事業インフルエンザ等対策本部の運営に関する業務を行う。

【事業継続班】

事業継続計画に基づいて優先する業務の絞り込みを行い、水道水の安定供給に必要な業務を継続する。

5 水道事業継続計画書

新型インフルエンザ等の流行時においても、水道事業者が社会機能維持者として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、取るべき対応・措置をまとめた。

優先する業務	第1段階（海外発生期） 海外で発生し、国内発生に備える状態	第2段階（国内発生早期） 市内で発生した状態	第3段階（感染拡大期～まん延期～回復期） 市内での感染拡大の状態	新たに発生する業務
	この段階での考え方	この段階での体制及び停止する業務	この段階での体制及び停止する業務	
情報連絡体制等の強化	市内発生までの時間的な余裕はあまりないものと考え、迅速に優先事業継続のための準備と感染予防のための対策を行い、市内発生に備える。	対策本部の設置 ・市対策本部との連携により、新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じて機能維持のための対策、要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。	感染拡大を可能な限り抑制し、被害を最小限に止める対策を講じるとともに、人員等を優先事業に集中させ、社会機能等の最低限の継続に努める。 回復期には、緩やかに平常状態に戻し、感染の縮小を継続するための対策を行い、かつ、第2波の感染に備える。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種 ・あらかじめ国民生活・国民経済安定分野の上水道業事業者登録で登録された者に対する特定接種を要請し、予防接種を行う。
事業継続班（平常時 水道工務班） 浄水場の運転管理業務 ・受託者との連携、要員確保 浄水場における水質管理体制の強化 ・次亜塩素酸ナトリウム注入量及び配水残留塩素の管理 定期水質検査の採水作業 緊急漏水工事体制の整備 ・配水本管、給水管の緊急漏水修繕工事のための要員の確保 本管工事に伴う材料検査、中間検査、竣工検査業務	浄水場の運転管理業務 ・必要な運転管理要員の確保（要員不足に対応する当該業務の経験者リストの作成など）及び業務の継続に関する体制について確認する。 漏水工事対応業務 ・緊急時の公道漏水に対応する連絡及び工事体制、人員確保について確認する。 ・宅内漏水に対応する漏水当番業者の受付及び工事体制などについて確認する。 必要な物資の確認、確保 ・消毒用次亜塩素酸ナトリウム調達が困難になることが予測されることから、あらかじめ浄水処理過程で必要な薬品の在庫等を確認する。	停止する業務 ・水道施設等の視察、研修等の受入業務	停止する業務 ・漏水等の突発事故以外の工事 ・現場立会を伴う検査等の給水業務 ・水質苦情処理など依頼者宅への訪問 ・緊急を要する水質管理業務等を除く定期水抜作業 ・配水管網図の確認等窓口業務 ・開発等事前協議等の窓口業務	消毒用次亜塩素酸ナトリウム備蓄量の増量措置
総務班（平常時 業務班） 情報連絡体制の整備、ライフライン機能維持のための対策、広報活動 要員確保、職員の感染予防・拡大防止策、物資の確保等 窓口業務（電話対応） 水道料金等徴収等業務 ・開栓・閉栓、検針業務等の受託者との連携、要員確保	感染予防策 ・主に水道課職員を対象にマスク、手袋、うがい薬、手洗い消毒液、蓋付きごみ箱等の物資を備蓄する。 ・マスクなど使用有効期間の長い物資については、事前に必要量を備蓄するとともに各担当に配付する。 ・浄水場運転管理業務又は水道料金等徴収業務の受託者、その他浄水場に頻繁に出入りする受託者等に対し、上記の感染予防策の実施を要請する。	停止する業務 ・水道施設等の視察、研修等の受入業務 職員の感染防止策 ・新型インフルエンザ等に対する職員の意識を高め、発生時に的確な行動をとることができるよう、新型インフルエンザ等の基礎知識、職場で実施する感染防止策の内容、本人や家族が発症した際の対応について情報提供を行い、職員に対する教育・啓発を行う。また、職員が罹患した場合は、病気休暇等に対応するなどのサービス関係について整理しておく。 ・浄水場運転管理業務又は水道料金等徴収業務の受託者、その他浄水場に頻繁に出入りする受託者等に対し、上記に準ずる感染防止策の実施を要請する。	停止する業務 ・水道料金減免申請、苦情処理等による利用者宅への訪問 ・給水停止業務 ・窓口での相談等 水道料金等の窓口業務の縮小を委託者に指示する。 停止（再開）業務の情報提供 ・市ホームページ等への掲載	利用者に対する水の安全性についての情報提供 ・市ホームページ等への掲載 金融機関等との連絡・調整 ・収納スケジュールなど

6 新型インフルエンザの基礎知識

Q 水道水を通してインフルエンザウイルスに感染することはありますか？

A 厚生労働省や世界保健機関（WHO）によれば、インフルエンザウイルスは、塩素消毒によって死滅又は感染性を失うとしています。水道水中の残留塩素濃度を0.1 mg/リットル確保すれば、ウイルスは1分以内に99.9%以上不活化することが報告されており、水道水の飲用等ご利用については問題ありません。

なお、一般的にインフルエンザの感染経路は、飛沫感染と接触感染です。

飛沫感染 咳やくしゃみによるインフルエンザウイルスの飛沫からの感染

接触感染 感染者が咳やくしゃみを手で押さえ、周囲の物にウイルスが付着し、別の人がその物に触ってウイルスが手につき、その手で口や鼻を触って粘膜から感染

Q インフルエンザの発生により、水道の給水が止まることはありますか？

A 市内でインフルエンザが発生した場合でも、安心して水道水をお使いいただけるよう、万全の体制を整えておりますので、ご安心ください。

Q インフルエンザを予防するにはどうしたらいいのですか？

A ウイルス感染の予防のためには、水道水で手洗い、うがいをしっかりとすることが大切です。蛇口から出る水道水中には有効な塩素が残っています。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げるとされています。

手洗いは、石鹼を使って最低15秒以上行い、洗った後は清潔なタオル等で水を十分にふき取りましょう。また、外出後の手洗だけでなく、調理の前後、食事前など、こまめに行うことも効果的な予防となります。

Q 冬の時期にインフルエンザが流行するのはどうしてですか？

A 気温の降下とともに空気が乾燥してくる時期からインフルエンザなどの感染症が流行する理由は、主に次の3点が挙げられます

1点目としてウイルスは、低温、低湿度の環境下で活動が活発になり感染力が強くなります。

2点目として低気温で体温が下がることで、人の免疫力は低下します。また、外気の乾燥に加えて体内の水分量も少なくなりがちです。喉や鼻、気管支の粘膜がカラカラになると粘液で侵入を防いでいる粘膜が傷みやすくなり、ウイルス感染を起こしやすくなります。

3点目として外気の乾燥によって咳やくしゃみの飛沫が小さくなり、飛沫に乗ったウイルスがより遠くまで飛ぶようになります。空気の乾燥は感染スピードを上げます。

手洗い、うがいの予防対策のほか、空気の乾燥によるウイルスの拡散を防ぐために加湿器等の利用やこまめに水分を取ることも大切です。